

富山
Toyama
Shimin
Plaza 市民プラザ

株式会社 富山市民プラザ

第27期報告書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

第27期 報 告 書

(平成 25 年 4 月 1 日 から
平成 26 年 3 月 31 日 まで)

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	14
損 益 計 算 書	15
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	16
個 別 注 記 表	17
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 (謄 本)	22
監 査 役 会 監 査 報 告 書 (謄 本)	23

事 業 報 告

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

1. 会 社 の 現 況

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策を背景に、円高の是正や株価の回復が進み、企業収益や個人消費に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調にある一方、海外景気の下振れや消費税増税後の個人消費の低迷の懸念等、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしております。

このような状況のなか、当社は富山市民プラザビルの運営を通して生活文化をテーマとしたイベントの開催・情報の発信・交流の場を提供する賑わい創出事業 及び 中心商店街の活性化基盤施設である グランドパーキングの運営を通しての 来街促進・活性化事業 を 2 本柱として、富山市中心地区の活性化に取り組んでまいりました。

具体的な事業といたしましては、富山市民プラザビルでは、生活価値創造をコンセプトに 特徴ある生活文化イベントの実施、民間テナントの活性化 及び 貸館施設の安定運用のための修繕・設備更新に努め、幅広い市民の文化の創造・発信・交流・賑わいの場の提供を推進してまいりました。

また、グランドパーキングに関しましては、「明るい！きれい！とめやすい！」駐車場として認知されたことに加え、隣接する大和富山店や総曲輪フェリオの販促催事が好調であったことなどから、年間利用台数は 82 万台を維持し、利用しやすい駐車場運営を通して中心商業地区への来街促進に寄与してまいりました。

以上の結果、当期の売上高は 1,004,081 千円（前期比 0.2%減）、営業利益は 96,471 千円（同 1.4%増）、経常利益は 103,193 千円（同 14.9%増）、当期純利益は 51,495 千円（同 8.8%増）となりました。

当期の事業別の概況は、以下のとおりであります。

《 本 社 事 業 部 》

富山市民プラザビルの運営にあたっては、中心地区活性化に寄与するため、多彩な自主イベントを実施し、賑わいの創出を図るとともに、来館者が利用しやすいように施設の維持管理、保全に努めました。景気は回復基調にあるものの、民間テナント各店の売上は、依然として厳しい状況にあります。このため、できるだけ多くの自主イベントを実施し、イベント集客によるテナント売上への波及効果を図るとともに、積極的な広告宣伝を行い 富山市民プラザビル全体のイメージアップに努めました。

① 自主イベントの実施状況

当期も、重要課題である「施設イメージの醸成と周知」を目的に、独自性、連続性及び発展性のあるイベント展開を目指し、賑わいの創出と来場者の記憶に残る企画に努め、19 事業でのべ 660 日開催し、6 万人余りのお客様に参加・来場いただきました。主な自主イベントは、次のとおりであります。

a 「ダンボール遊園地」

- ・アート感覚あふれるダンボール作品を見て、触れて、楽しむ親子向けの参加型展覧会。（会期：平成 25 年 4 月 27 日～5 月 12 日の 16 日間、入場者数：13,609 人）

b 「ザ・SUGOWAZA ショー」

- ・富山在住の若手パフォーマー「HARUKI」をナビゲーターに、国内外で活躍するパフォーマーをゲストに迎え、週末を家族で楽しむライブ。（会期：平成 25 年 4 月～11 月の最終日曜・8 回、来場者数：1,120 人）

c 「夏のとういんくるフェスタ 2013」

- ・海をイメージして建物外観を幻想的に電飾し、市民参加によるライブやワークショップ、ゲームなどを開催。（会期：平成 25 年 7 月 21 日～9 月 9 日の 51 日間、参加者数：3,896 人）

d 「にわか寄席 プラプラ亭」

- ・落語、漫才、コントなど、笑いと感動の芸を集めて昭和風情を楽しむ気軽な寄席。（会期：平成 25 年 8 月 25 日、平成 26 年 1 月 25 日の 2 日間、入場者数：491 人）

e 「富山 こすぷれフェスタ 2013」

- ・日本の新たな文化として世界に誇るアニメ等のキャラクター衣装などを着用し楽しむ北陸最大のコスプレイベント。アニメソングやダンスのライブ、声優トークショーを開催。イベントでコスプレ講習も実施。
(会期：平成 25 年 9 月 7 日～8 日の 2 日間、来場者数：12,587 人)

f 「秋のハロウィンフェスタ 2013」

- ・ハロウィンをテーマにミステリアスな空間を演出。仮装体験やグッズ制作ワークショップ、ゲームなどを楽しむ秋のお祭り。
(会期：平成 25 年 10 月 5 日～31 日の 27 日間、参加者数：7,296 人)

g 「ピーター・バラカンの音楽談義」

- ・ブロードキャスター「ピーター・バラカン」とゲストによるロックを中心とした音楽のトークライブ。ホールでライブ演奏も開催。
(会期：平成 25 年 11 月 9 日、入場者数：255 人)

h 「冬のファンタジックフェスタ 2013-2014」

- ・クリスマス、正月、バレンタインをテーマにファンタジックな空間を演出。メッセージツリーなど気軽に楽しめる冬のお祭り。(会期：平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月の 92 日間、参加者数：6,302 人)

i 「田畑真希ダンス公演”メルヘン”」

- ・コンテンポラリーダンサー「田畑真希」によるワークショップと公演。
(会期：平成 25 年 12 月の 5 日間、参加者及び入場者数：386 人)

j 「富山 手芸&クラフトフェア 2013」

- ・市民による手芸や陶芸、木工、ガラス工芸、クラフト作品の展示販売。
(会期：平成 25 年 12 月 8 日～9 日の 2 日間、入場者数：2,869 人)

k 「西村雅彦コミュニケーション with 富山」

- ・俳優「西村雅彦」による学生や市民への芝居や表現方法のレクチャーと演劇公演。(会期：平成 26 年 1 月に 9 日間稽古、平成 26 年 2 月 1 日に公演、計 10 日間、入場者数：264 人)

l 「富山 アートマーケット 2013」

- ・プロ、アマ、年齢を問わない様々なクリエイターの自由な発想で創作されたオリジナル作品(雑貨中心)の展示販売。毎年、県外からも多数の出展がある人気イベント。(会期：平成 26 年 3 月 17 日～18 日の 2 日間、入場者数：11,737 人)

m 「市民プラザ手作り教室」

- ・市民プラザでの発表を目標にした長期の習得型教室で、様々な物を創作体験する生活文化イベント。

(年間：12 講座・350 回開催、参加者数：1,934 人)

n 「HUG HUG すまいる」

- ・アトリウムの平日空き日を活用し、遊具、体操、音楽、アニメ上映など乳児とその保護者が楽しめる親子向けイベント。

(年間：18 回開催、参加者数：2,044 人)

② イメージアップのための広報活動

『生活価値創造』をコンセプトとする市民プラザの方向性を積極的にアピールすることで市民の認知度や好感度の向上を図り、企業イメージを高めるための広告宣伝に努めました。

広く市民に情報提供する目的で「富山市広報へのイベント情報掲載」、保存性が高い地元新聞社発行の「フリーマガジンへのイベント及びテナント情報掲載」、時間帯や視聴者層に合わせた「テレビ広告による施設紹介」などを効果的に活用し、話題性や印象度を高めることに努めました。

また、自主イベントの内容に応じて、「小学校を通じて市内児童にチラシ配布」や「関連するショップやギャラリーへのチラシ配布」のほか、「新聞やテレビ等のマスメディアによる開催告知」も積極的に行いました。

これらの広告宣伝の結果、イベントへの問い合わせや物販テナントの売上げが増加いたしました。

③ 貸館施設の稼働状況

貸館各施設の稼働率は次表のとおりであり、全体の稼働率は 79.0% で前期に比べ 1.5% の増加となりました。なお、各施設の稼働率の増減につきましては、アトリウム、アートギャラリーは展覧会の開催日数の変動によるもの、アンサンブルホールはコンサートや講演会の開催数の変動によるもの、また、マルチスタジオ及び AV スタジオはサークル活動等の利用日数の変動によるものであります。

施 設 名	稼働率	施 設 名	稼働率
ア ト リ ウ ム	86.0% (84.7%)	アンサンブルホール	73.3% (67.9%)
マルチスタジオ	85.8% (93.2%)	A V ス タ ジ オ	76.7% (75.4%)
アートギャラリー	73.3% (66.5%)	施 設 全 体	79.0% (77.5%)

(注) 稼働率欄の下段 () 内は、前期稼働率を表示しております。

④ 民間テナントの状況

当ビルの賃貸床の7割は、富山市に賃貸するホール、ギャラリーのほか、市民学習センター、外国語専門学校などの行政テナントであり、民間テナントの占める割合が少ないことから、商業施設としての認知度は低く、民間テナントの活性化は開業以来 継続する課題であります。

このことから、当期も 民間テナントとのイベントでの連携や積極的な広告宣伝に努めた結果、テナントの売上は概ね順調に推移いたしました。しかしながら、駐車場不足（満車時間の増加によりお客様が来店できないこと）が原因でエステティックサロンが平成 26 年 3 月末で撤退したことから、次の出店者誘致に向けフロアコンセプトの見直しを行っています。

《駐車場事業部》

グランドパーキングの運営にあたっては、これまでと同様に「明るい！ きれい！ とめやすい！」駐車場施設の維持管理 と「街の玄関」にふさわしい接客サービスに努めました。

当期の利用台数は 826,510 台で前期比：4,375 台（0.5%）の減少となりましたが、立地がよく利用しやすい駐車場として認知されていることから、4年連続で 80 万台を超え、安定して推移しております。

また、当期は利用台数が減少したものの、例年 10 日間開催される「まちなか感謝デー（駐車場無料開放デー）」が開催されなかったことなどから、

売上は 254,820 千円で前期比：4,627 千円（1.8%）の増収となりました。

一方で、週末には入庫待ちの車列が数百メートルに及ぶこともあり、公共交通の運行に支障をきたしたり、周辺道路の渋滞の一因ともなることから、他の駐車場への誘導のための人員配置に加え、平成 26 年 3 月 1 日からは土・日・祝日の駐車料金を 30 分 100 円から 20 分 100 円に改定し、入庫待ち車列の解消に努めております。

(2) 対処すべき課題

富山市民プラザビルの運営にあたっては、経営方針のコンセプトである「生活価値創造・富山市民プラザ」に基づき、利用しやすく魅力ある施設づくりと賑わいの創出を図り、中心地区の活性化に一層寄与できるよう努めてまいります。

また、グランドパーキングの運営では、引き続き円滑な出庫対応と接客サービスの向上、入庫待ち車列の解消に重点的に取り組むとともに、開業から 10 年目を迎え劣化が見られる施設・設備の補修や清掃業務の徹底に努めてまいります。

来期は、次の事項を重点としてまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① 賑わいの創出にあたっては、生活文化をテーマに幅広くより多くの方々に楽しんでいただくため「気軽で、魅力ある」イベントを企画・実施いたします。また、館内の賑わいが近隣や周辺に広がるような自主イベントを展開するとともに、越中大手市場や近隣で開催されるイベントとも連携を深め、中心地区の賑わい創出に寄与できるよう努めてまいります。
- ② 利用客、出店者等のニーズを把握し、時代の変化に対応した建物・設備等の整備に努めるとともに、駐車場問題（収容台数不足、狭い駐車区画幅）の解決に向け方策を検討いたします。また、テナント支援にも力をいれ、施設全体のイメージ向上を目指してまいります。

- ③ グランドパーキングの運営にあたっては、利用客の視点に立ち、より使いやすい駐車場運営に努めてまいります。

(3) 設備投資の状況

- ① 当期において実施いたしました設備投資の総額は123,247千円で、その主なものは次のとおりであります。

- ア. グランドパーキング・事前精算機3台更新
(平成25年8月完成：12,800千円)
- イ. 市民プラザ・空調設備・空調機3台更新
(平成25年11月完成：56,200千円)
- ウ. 市民プラザ・防犯設備・監視カメラ及びレコーダー設備更新
(平成26年3月完成：12,520千円)

- ② 当期において処分・除却いたしました固定資産の総額は3,253千円で、その主なものは次のとおりであります。

- ア. グランドパーキング・事前精算機3台除却
(平成25年8月除却：802千円)
- イ. 市民プラザ・防犯設備・監視カメラ及びレコーダー設備除却
(平成26年3月除却：557千円)

- ③ 来期に計画している主な設備投資は、次のとおりであります。

- ア. 市民プラザ・館内トイレ(3ヶ所)改修
(平成26年8月完成予定：15,000千円)
- イ. 市民プラザ・3階AVスタジオ内装及び設備改修
(平成26年10月完成予定：18,000千円)
- ウ. 市民プラザ・空調設備・空調機3台更新
(平成26年11月完成予定：50,000千円)

(4) 資金調達の様況

当期中は、社債及び新株発行その他の資金調達は行っておりません。

(5) 主要な借入先の様況

(平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	32,500千円
株式会社富山第一銀行	23,450千円

(6) 財産及び損益の様況

区分	第24期 (平成22年度)	第25期 (平成23年度)	第26期 (平成24年度)	第27期 (平成25年度)
売上高	1,015,139千円	1,008,720千円	1,005,898千円	1,004,081千円
経常利益	82,329千円	80,490千円	89,845千円	103,193千円
当期純利益	32,259千円	42,583千円	47,322千円	51,495千円
1株当たり 当期純利益	454円36銭	599円77銭	666円51銭	725円29銭
総資産	7,098,187千円	6,997,726千円	6,810,919千円	6,677,934千円
純資産	3,787,668千円	3,830,252千円	3,877,575千円	3,929,070千円
1株当たり 純資産	53,347円45銭	53,947円22銭	54,613円73銭	55,339円02銭

(注) 売上高、経常利益、当期純利益、総資産及び純資産の金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。

(7) 主要な事業内容

- ・ 店舗、事業所、その他施設の賃貸・管理運営
- ・ 生活文化、情報、娯楽等イベントの企画実施
- ・ 駐車場事業等

(8) 主要な営業所

本 社 富 山 県 富 山 市 大 手 町 6 番 14 号
グランドパーキング 富 山 県 富 山 市 総 曲 輪 3 丁 目 6 番 15 号

(9) 従業員の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
11 名	6 名減	41.7 歳	13.5 年

- (注) 1. 従業員数は、契約社員 3 名を含む就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時社員は 4 名であります。

2. 当社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000 株
- ② 発行済株式の総数 71,000 株
- ③ 株主数 15 名
- ④ 株主の持株数及び出資比率

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
富 山 市	37,740 株	53.15 %
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	30,000 株	42.25 %
株 式 会 社 北 陸 銀 行	550 株	0.77 %
北 陸 電 力 株 式 会 社	550 株	0.77 %
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	300 株	0.42 %
日 本 海 ガ ス 株 式 会 社	300 株	0.42 %
富 山 地 方 鉄 道 株 式 会 社	300 株	0.42 %
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	200 株	0.28 %
富 山 化 学 工 業 株 式 会 社	200 株	0.28 %
日 医 工 株 式 会 社	200 株	0.28 %
北 陸 電 気 工 事 株 式 会 社	200 株	0.28 %
武 内 プ レ ス 工 業 株 式 会 社	200 株	0.28 %
富 山 商 工 会 議 所	100 株	0.14 %
株 式 会 社 廣 貫 堂	100 株	0.14 %
日 本 海 石 油 株 式 会 社	60 株	0.08 %

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成26年3月31日現在)

会社における地位	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	老月 邦夫	富山市 副市長
代表取締役専務	前澤 保	
取締役	犬島 伸一郎	富山商工会議所 顧問
〃	麦野 英順	(株)北陸銀行 代表取締役会長
〃	酒井 英治	北陸電力(株) 執行役員 富山支店長
〃	桑名 博勝	富山地方鉄道(株) 代表取締役社長 兼 会長
〃	新田 八朗	日本海ガス(株) 代表取締役社長
〃	城戸 光一	(株)富山第一銀行 執行役員 本店営業部長
常勤監査役	西田 弘	
監査役	小室 修	富山商工会議所 参与
〃	細川 茂	富山市 会計管理者

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

平成25年6月26日開催の第26回定時株主総会における異動

新任 取締役 前澤 保 退任 取締役 有岡 芳久
 新任 取締役 城戸 光一 退任 取締役 藤岡 正紀
 新任 監査役 細川 茂 退任 監査役 釣谷 祐一

2. 取締役 犬島 伸一郎 氏、麦野 英順 氏、酒井 英治 氏、桑名 博勝 氏、新田 八朗 氏、城戸 光一 氏は、会社法 第2条 第15号に定める 社外取締役であります。

3. 常勤監査役 西田 弘 氏、監査役 細川 茂 氏は、会社法 第2条 第16号に定める 社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (6名)	4,206千円 (336千円)
監査役	2名	776千円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年3月18日開催の平成13年度第2回臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、昭和62年7月7日開催の創立総会において年額2,500千円以内と決議されております。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年11月17日開催の取締役会において、上記体制につき、次のとおり決議しました。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、法令を遵守し、公正で創造性をもった事業運営にあたり、社会の信頼を得て、中心地区の賑わいづくりと地域社会の発展に貢献できるよう、以下のとおり内部統制システムの整備を行う。

① 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

代表取締役は、業務執行の最高責任者として、法令遵守及びリスク管理並びに適正かつ効率的な事業運営を行うために、内部統制システムの整備・運用について責任をもって取り組む。

② 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、必要な規程等を制定する。

代表取締役は、その精神を従業員に周知徹底させるとともに、体制整備等の対策を講じる。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議等の意思決定及び重要な決裁に係る情報は、関連規則・規程等に基づき文書化し、保存・管理する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程等を制定するとともに、リスク管理状況の内部監査及び監査役監査を行う。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役の適切な責任分担と監督体制を明確にし、取締役会規則その他規程に基づき、取締役の職務執行を適正かつ機動的に行う。

代表取締役及び専務取締役は、業務の簡素化・効率化を推進する。

⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役会に報告すべき事項及び監査役からの報告事項を定める規程を監査役会と協議のうえ制定し、その有効性を確保するための体制整備を行う。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について、監査役会と意見交換を行うとともに、監査役の職務執行のための環境整備に努める。

監査役は、内部監査チーム及び会計監査人と相互に連携し、監査役監査の実効性確保を図る。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	750,789	流動負債	153,953
現金及び預金	722,648	1年以内返済予定の長期借入金	49,800
貯蔵品	188	未払金	64,102
前払費用	2,481	未払法人税等	26,681
未収入金	21,511	未払消費税等	5,566
立替金	485	前受金	3,272
繰延税金資産	4,327	預り金	1,100
貸倒引当金	▲ 853	賞与引当金	3,430
固定資産	5,927,145	固定負債	2,594,910
《有形固定資産》	5,881,576	長期借入金	6,150
建物	3,978,784	預り保証金	1,506,100
建物附属設備	557,501	預り敷金	1,041,383
構築物	19,008	退職給付引当金	41,277
車両運搬具	0		
工具器具備品	90,708	負債合計	2,748,864
土地	1,235,574		
《無形固定資産》	9,065	【純資産の部】	
ソフトウェア	8,267	株主資本	3,929,070
電話加入権	797	資本金	3,550,000
《投資その他の資産》	36,502	利益剰余金	379,070
投資有価証券	20,000	その他利益剰余金	379,070
長期前払費用	3,194	固定資産圧縮積立金	3,401
リサイクル預託金	11	繰越利益剰余金	375,669
繰延税金資産	13,295	純資産合計	3,929,070
資産合計	6,677,934	負債及び純資産合計	6,677,934

(記載金額は、各科目ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,004,081
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		1,004,081
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		907,610
営 業 利 益		96,471
営 業 外 収 益		14,126
受 取 利 息	1,120	
そ の 他	13,006	
営 業 外 費 用		7,404
支 払 利 息	7,404	
経 常 利 益		103,193
特 別 損 失		17,333
固 定 資 産 除 却 損	3,253	
解 体 撤 去 費	14,080	
税 引 前 当 期 純 利 益		85,859
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,847	
法 人 税 等 調 整 額	▲ 4,483	34,364
当 期 純 利 益		51,495

(記載金額は、各科目ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成 25 年 4 月 1 日残高	3,550,000	4,853	322,721	327,575	3,877,575	3,877,575
事業年度中の 増減額						
固定資産圧縮 積立金の取崩		△ 1,452	1,452	—	—	—
当期純利益			51,495	51,495	51,495	51,495
事業年度中の 変動額合計		△ 1,452	52,947	51,495	51,495	51,495
平成 26 年 3 月 31 日残高	3,550,000	3,401	375,669	379,070	3,929,070	3,929,070

(記載金額は、各科目ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券

(時価のないもの) …… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 …… 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算出)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物につきましては定額法を、建物附属設備、構築物、車両運搬具、工具器具備品につきましては、定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、過去の実績及び期末現在における状況からみた見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、次期上半期賞与支給見込額の当期期間対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建 物	1,094,126 千円
建物附属設備	109,567 千円
構 築 物	338 千円
土 地	1,235,574 千円

(2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	55,950 千円
(含 1年以内返済予定額)	

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,632,334 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 71,000 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	14,570 千円
賞与引当金	1,210 千円
未払事業税	2,678 千円
その他	1,019 千円
繰延税金資産合計	19,479 千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	1,855 千円
繰延税金負債合計	1,855 千円
繰延税金資産の純額	17,623 千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金を自己資金で賄っており、一時的な余資の運用は安全性の高い金融資産に限定しております。

預金は、短期での運用に限定しております。

借入金は、富山市民プラザ及びグランドパーキングの建設資金として借入れたもので、これ以外には短期的な運転資金を含め、銀行等からの借入れはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (※)	時価額 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	722,648	722,648	—
(2) 長期借入金	(55,950)	(56,415)	(465)
(3) 預り保証金	(1,506,100)	(1,365,277)	140,822

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、その預入期間が短期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、長期借入金には、貸借対照表上の1年以内返済予定の長期借入金を含んで算定してしております。

(3) 預り保証金

預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利子率で割り引いて算出する方法によっております。

(注 2) 非上場株式（貸借対照表計上額 20,000 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注 3) 預り敷金（貸借対照表計上額 1,041,383 千円）については、市場価格がなく、かつ賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、賃貸商業施設である富山市民プラザ及び時間貸し駐車場であるグランドパーキングを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価 額
5,771,859	4,995,679

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 富山市民プラザ及びグランドパーキングはいずれも公共性が高く、その時価を把握することが極めて困難であるため、上表時価欄には、固定資産税評価額を記載しております。

(注 3) 貸借対照表計上額及び時価は、当社所有の賃貸不動産全体の価額を記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	富山市	被所有 53.15%	不動産の賃貸等	家賃収入等	592,437	預り保証金 預り敷金	1,503,600 1,020,300
				管理受託料等	38,263	—	—
				地代の支払	18,138	—	—
				固定資産税等の支払	85,361	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 家賃収入等については、市場価格、原価等を勘案して、価格交渉の上、取引価格を決定しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 55,339円02銭

1株当たり当期純利益 725円29銭

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 19 日

株式会社 富山市民プラザ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西川 正房 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社富山市民プラザの平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査スタッフその他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びグランドパーキングにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。グランドパーキングについては、駐車場長等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグランドパーキングから事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 26 年 5 月 20 日

株式会社富山市民プラザ 監査役会

常勤監査役 西 田 弘 ⑩

監 査 役 小 室 修 ⑩

監 査 役 細 川 茂 ⑩

(注 1) 西田常勤監査役及び細川監査役は、会社法 第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上